

令和4年3月7日

保護者各位

寒川町長 木村俊雄
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う
保育所等の登園自粛要請期間の延長について（依頼）

日頃より、保育行政に対して多大なご理解とご協力をいただきありがとうございます。

◆登園自粛期間の延長について◆

この度、令和4年3月6日（日）までであった特措法に基づくまん延防止等重点措置の適用期間が、令和4年3月21日（月）まで延長されました。令和4年1月31日付けの「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う保育所等の登園自粛について（依頼）」にて町から登園自粛要請をしておりますが、特措法に基づくまん延防止等重点措置の適用期間中は引き続き、登園自粛の要請をさせていただきます。登園自粛の期間につきましては、**3月21日（月）まで**といたします。今後の感染状況によっては延長する場合がございます。

期間中に登園を控えた場合（欠席した場合）の保育料は、一度納付していただいた保育料を、日割り計算により還付いたします。

参考

《0～2歳児 保育料の減免について》

減免前の保育料を一度納付していただき、日割り計算後に還付いたします。
返金手続きの方法などは別途お知らせいたします。
なお、町外在住の方については、お住まいの市町村にご確認ください。

《3～5歳児 給食副食費の取扱について》

副食費は、食材の購入計画等の関係から月額徴収を基本とし、日割り計算は行なわないこととされていることから、原則的に減免は行いませんが、念のため入所している園にご確認ください。

園児や保護者が罹患した場合や、町内で感染が著しく拡大している場合、保育の提供を縮小して実施することさえも困難なときは、保育所が臨時休園となることもあります。臨時休園となった場合は、医療従事者や保育士など、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスの提供に従事している方々が働くことができなくなってしまう。

今後も安心して保育所の利用が出来るよう、皆様のさらなるご協力をお願いいたします。

お問合せ先：寒川町役場 学び育成部 子育て支援課
保育担当 内線 151～154